

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2026年3月31日
- 【発行者の名称】 株式会社D&I
(D&I, Inc.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役 小林 鉄郎
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目3番地
- 【電話番号】 (03)5577-6100 (代表)
- 【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 谷口 真市
- 【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永堀 真
- 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2321
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社D&I
<https://dandi.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。

す。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期中間	第17期中間	第15期	第16期
会計期間	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2025年7月1日 至2025年12月31日	自2023年7月1日 至2024年6月30日	自2024年7月1日 至2025年6月30日
売上高 (千円)	366,744	388,061	723,224	748,759
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△41,535	△613	12,502	△46,289
当期純利益又は中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	△27,847	△810	8,984	△30,534
純資産額 (千円)	84,989	81,492	57,837	82,302
総資産額 (千円)	469,584	431,110	372,442	469,665
1株当たり純資産額 (円)	27.33	26.20	19.28	26.46
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△9.16	△0.26	2.99	△9.93
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.1	18.9	15.5	17.5
自己資本利益率 (%)	△39.0	△1.0	16.8	△43.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△81,368	△2,531	8,016	△53,361
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,499	△12,130	△361	△13,392
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	139,831	△31,046	36,621	133,045
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	257,882	227,502	206,919	273,210
従業員数 (人)	83	83	70	84
(外、平均臨時雇用者数)	(37)	(31)	(38)	(35)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、第15期は潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であり期中平均株価を把握することができないため、第16期は潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であり期中平均株価を把握することができず、また、1株当たり中間 (当期) 純損失を計上しているため、第17期中間会計期間は潜在株式が存在するものの、普通株式の期中平均株価を把握することができず、また、1株当たり中間純損失

を計上しているため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第15期及び第16期中間期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。また、第16期及び第17期中間期の株価収益率については、売買実績がないため、記載しておりません。
6. 当社は、2023年12月21日付で普通株式1株につき3,000株の割合で株式分割し、2024年10月11日付で普通株式1株につき10株に分割しております。そのため、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり中間（当期）純損失を算定しております。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイム)は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 第15期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、オリエント監査法人の監査を受けております。第16期中間期（2024年7月1日から2024年12月31日まで）及び第17期中間期（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の中間財務諸表並びに第16期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、オリエント監査法人の期中レビュー並びに監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
83 (31)	35.6	3.5	4,217

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイム）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載は行っておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進んだことで、緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的な金融引締めは高止まりが続く中、ウクライナ情勢の長期化や中東地域を巡る地政学的リスクは継続しており、海外経済の減速懸念も強まるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。また、円安の常態化に加え、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに伴う物価上昇が、引き続き企業業績に影響を与える状況となりました。

障害者雇用関連では、社会全体で多様性と包摂性が重視されるようになってきております。障害者雇用支援、就労移行支援事業、放課後等デイサービスは、こうした社会的背景の中で重要な役割を果たしており、政府の支援策強化や法整備の進展に伴い、各分野での需要が高まっております。

このような環境のもと、「BEYOND ALL BORDERS」を理念に、「誰もが挑戦できる社会をつくる」を当社が果たすべき使命としてミッション、「義務から戦力へ、人生に選択肢を」を社会及び顧客に提供する価値としてバリューに掲げ、会社経営の基本方針としております。

障害者領域において、障害者雇用支援教育事業（マッチングプラットフォームサービス、定着プラットフォームサービス、教育サービス）を行っており、「潜在労働者層の戦力化プラットフォームを構築し、日本の社会課題を解決する」を中長期的に目指すビジョンと定め、営業活動を行ってまいりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は388,061千円（前年同期比5.8%増）、営業利益1,209千円（前年同期は39,856千円の営業損失）、経常損失613千円（前年同期は41,535千円の経常損失）、中間純損失810千円（前年同期は27,847千円の中間純損失）となりました。

なお、当社は障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して45,707千円減少し、227,502千円となりました。当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、2,531千円の支出となりました。収入の主な内訳は、減価償却費6,058千円、売上債権の減少額6,809千円、未払費用の増加額6,142千円であり、支出の主な内訳は、賞与引当金の減少額23,944千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、12,130千円の支出となりました。支出の内訳は、無形固定資産の取得による支出12,130千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、31,046千円の支出となりました。支出の内訳は、長期借入金の返済による支出31,046千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業の名称	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
マッチングプラットフォームサービス (千円)	145,011	106.5
定着プラットフォームサービス (千円)	178,357	107.8
教育サービス (千円)	64,691	99.3
合計 (千円)	388,061	105.8

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)		当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
東京都国民健康保険団体連合会	46,555	12.7	47,457	12.2

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年9月30日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役決議に基づき、2023年6月28日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合かつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り

当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 342,046 千円となり前事業年度末に比べ 45,005 千円減少しました。これは、現金及び預金が 45,707 千円、売掛金が 6,809 千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 89,063 千円となり前事業年度末に比べ 6,450 千円増加しました。これは、無形固定資産が 7,332 千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 166,745 千円となり前事業年度末に比べ 6,737 千円減少しました。これは、未払費用が 6,247 千円増加したものの、賞与引当金が 23,944 千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 182,873 千円となり前事業年度末に比べ 31,007 千円減少しました。これは、長期借入金が 31,046 千円減少したことが主な要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 81,492 千円となり前事業年度末に比べ 810 千円減少しました。これは、中間純損失の計上により利益剰余金が 810 千円減少したことが要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,890,000	3,110,000	3,110,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	12,000,000	8,890,000	3,110,000	3,110,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2024年2月21日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	13,575	13,495
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135,750(注)1、3	134,950(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注)2、3	12(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年2月22日 至 2034年2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12(注)3 資本組入額 6(注)3	発行価格 12(注)3 資本組入額 6(注)3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

第2回新株予約権（2024年6月25日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注）1、3	2,000（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	12（注）2、3	12（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年6月26日 至 2034年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 12（注）3 資本組入額 6（注）3	発行価格 12（注）3 資本組入額 6（注）3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を 受けた新株予約権者において、 これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社 又は当社子会社の取締役及び従 業員であった者は、新株予約権 行使時においても、当社又は当 社子会社の取締役及び従業員で あることを要する。ただし、任 期満了による退任、定年退職そ の他正当な理由がある場合はこ の限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	—	—

第3回新株予約権（2025年9月30日定時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	5,270	5,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	52,700（注）1	51,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）2	500（注）2
新株予約権の行使期間	自 2027年10月1日 至 2035年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 500 資本組入額 250	発行価格 500 資本組入額 250

新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができます。

3. 2024年10月10日開催の取締役会決議により、2024年10月11日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年7月1日 ～ 2025年12月31日	—	3,110,000	—	37,500	—	27,500

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社TK	東京都中央区銀座1丁目12番4号N&E BLD. 6F	2,700,000	86.82
小林鉄郎	神奈川県川崎市川崎区	249,900	8.04
ほくりくスタートアップコミュニティ 投資事業有限責任組合	石川県金沢市武蔵町1番16号	160,000	5.14
株式会社リハス	石川県金沢市広岡3丁目3番77号	100	0.00
計	—	3,110,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3, 110, 000	31, 100	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3, 110, 000	—	—
総株主の議決権	—	31, 100	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 2025年7月から2025年12月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年7月1日から2025年12月31日まで)の中間財務諸表について、オリエント監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	273,210	227,502
売掛金	99,240	92,430
前払費用	12,218	15,333
未収還付法人税等	1,607	—
その他	775	6,780
流動資産合計	387,052	342,046
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	8,054	7,733
建物付属設備（純額）	3,718	3,290
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	697	612
有形固定資産合計	12,470	11,636
無形固定資産		
ソフトウェア	20,599	30,458
ソフトウェア仮勘定	2,801	275
無形固定資産合計	23,401	30,733
投資その他の資産		
長期前払費用	490	488
敷金	15,368	14,941
差入保証金	2,255	2,255
繰延税金資産	28,628	29,008
投資その他の資産合計	46,742	46,693
固定資産合計	82,613	89,063
資産合計	469,665	431,110

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年6月30日)	当中間会計期間 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年以内返済予定の長期借入金	104,832	104,832
未払金	1,625	1,644
未払費用	26,568	32,815
賞与引当金	25,962	2,018
未払法人税等	907	578
未払消費税等	7,445	10,176
前受金	1,188	1,273
返金負債	1,146	908
その他	3,806	12,496
流動負債合計	173,482	166,745
固定負債		
長期借入金	205,062	174,016
資産除去債務	8,818	8,857
固定負債合計	213,880	182,873
負債合計	387,362	349,618
純資産の部		
株主資本		
資本金	37,500	37,500
資本剰余金		
資本準備金	27,500	27,500
資本剰余金合計	27,500	27,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	17,302	16,492
利益剰余金合計	17,302	16,492
株主資本合計	82,302	81,492
純資産合計	82,302	81,492
負債純資産合計	469,665	431,110

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
売上高	366,744	388,061
売上原価	134,714	137,040
売上総利益	232,030	251,020
販売費及び一般管理費	※1 271,886	※1 249,810
営業利益又は営業損失(△)	△39,856	1,209
営業外収益		
助成金・補助金収入	—	124
その他	193	430
営業外収益合計	193	554
営業外費用		
支払利息	1,872	2,366
その他	—	11
営業外費用合計	1,872	2,377
経常損失(△)	△41,535	△613
税引前中間純損失(△)	△41,535	△613
法人税、住民税及び事業税	250	578
法人税等調整額	△13,938	△380
法人税等合計	△13,688	198
中間純損失(△)	△27,847	△810

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△41,535	△613
減価償却費	5,093	6,058
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	157	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△20,615	△23,944
利息費用 (資産除去債務に関する割引調整を含む)	38	38
受取利息	△13	△163
支払利息	1,872	2,366
売上債権の増減額 (△は増加)	△26,318	6,809
未払金の増減額 (△は減少)	△905	19
未払費用の増減額 (△は減少)	8,522	6,142
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,357	2,730
その他 (△は減少)	△264	△753
小計	△79,326	△1,307
利息の受取額	13	163
利息の支払額	△1,805	△2,087
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△250	700
営業活動によるキャッシュ・フロー	△81,368	△2,531
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△7,499	△12,130
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,499	△12,130
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金による収入	125,000	—
長期借入金の返済による支出	△40,169	△31,046
株式の発行による収入	55,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	139,831	△31,046
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	50,962	△45,707
現金及び現金同等物の期首残高	206,919	273,210
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 257,882	※ 227,502

【注記事項】**(中間損益計算書関係)**

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
給料手当	88,694千円	75,825千円
法定福利費	18,725	16,864
地代家賃	12,904	13,270

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	257,882千円	227,502千円
現金及び現金同等物	257,882	227,502

(中間株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2024年10月28日付で、ほくりくスタートアップコミュニティ投資事業有限責任組合から第三者割当の方法による増資の払込みを受けました。

この結果、前中間会計期間において資本金が27,500千円、資本準備金が27,500千円増加し、前中間会計期間末において資本金が37,500千円、資本準備金が27,500千円となっております。

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)**【セグメント情報】**

当社は、障害者雇用支援教育事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025 年 7 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
マッチングプラットフォームサービス	136,152	145,011
定着プラットフォームサービス	165,414	178,357
教育サービス	65,178	64,691
顧客との契約から生じる収益	366,744	388,061
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	366,744	388,061

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	当中間会計期間 (自 2025年7月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり中間純損失(△)	△9円16銭	△0円26銭
(算定上の基礎)		
中間純損失(△) (千円)	△27,847	△810
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△27,847	△810
普通株式の期中平均株式数(株)	3,038,859	3,110,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数155,750株)	新株予約権3種類 (新株予約権の数190,450株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間会計期間は潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であり期中平均株価を把握することができず、また、1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。当中間会計期間は潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

2. 当社は、2024年10月11日付で普通株式1株につき10株に分割しております。そのため、前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年3月31日

株式会社D & I

取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 神戸 宏明
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉田 岳仙
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社D & Iの2025年7月1日から2026年6月30日までの第17期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社D&Iの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続そ

の他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して 限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた 中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間財務諸表に対する結論を表明するために、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する期中レビューの指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上